

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部改正案についての提出意見及び意見に対する回答

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部改正案」についての意見募集を、令和7年6月30日（月）～8月8日（金）にかけて実施しました。計2件（有効件数）のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方を次のとおりご報告いたします。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p><b>【第3条関係】</b></p> <p>改正は、一定の事業者の信頼保護の観点では一定の合理性をもつと理解できる。一方で、地域共同体全体の知的財産の保護を目的とし、共同利用を前提としたGI制度に対し、一私人の「先使用」を例外的に認めることは、「地域の共同体ブランド」としての価値を毀損させるおそれを生じさせ、GI制度の制度趣旨と矛盾する側面がもともと存在する。GI制度の信頼性とGIの登録生産者団体の構成員のみが得られるはずの保護との均衡は極めて重要であるところ、本改正により、先使用者保護を優先し、その使用範囲を広げることは、GI制度そのものを弱体化させ根本理念を崩壊させる懸念があり慎重な運用が必要と考える。</p> <p>具体的には、今回の改正により、先使用表示の範囲が従来よりも拡大し、登録前に原料として先使用品を使用していたにとどまる加工品にも、同一表示の使用が認められることになる。改正前は、「完成品としての加工品」に表示が付されていたことが先使用が認められる条件であり、これにより表示の範囲はおのずと限定的であった。今回の改正により、第三者に対する誤認・混同のおそれは拡大し、GI制度の保護機能を実質的に形骸化させてしまうリスクがある。そして、努力を重ねてきた正規に使用できる者の利益保護についても、バランスを大きく崩しかねない。</p> <p>よって、今回の改正する省令案を適用するのであれば、先使用表示の</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、本条項の改正について再検討した結果、この度は本条項の改正を行わないことといたしました。</p>

<p>立証責任を厳格に求める運用とし、GIの登録生産者団体側の利益の保護、消費者の誤認防止を図ることを要望する。併せて、改正施行に向けた周知活動（事業者説明会、ガイドラインの配布、FAQ整備など）を早期に行うことを求める。</p>	
<p><b>【第4条及び様式2関係】</b></p> <p>パッケージに要する費用の多寡は、生産者等のコスト感を強く左右するものであり、印刷コストや技術的制約を背景としたグラデーションなしのマークの導入は、GIマークの普及促進に資する合理的な措置であると評価する。今回の改正により、より多くの生産者団体がGIマークを使用しやすくなれば、生産者・事業者が積極的にGI表示を行うことが期待され、先使用品と明確に差別化できることにつながると考える。</p> <p>一方、消費者の観点からみれば、原則的には、GIマークはブランドとしての統一を厳密に維持すべきものであり、複数の態様があると、いずれが正しいマークであるのかを判断することができなくなる。マークの識別性維持の観点から、新マークを周知するための広報活動の充実も併せて実施していただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>